

会費納入取扱細則

1. この細則は会計規定第6条によって決める。
2. 会員が自治会に納入する会費、環境費、特別会費、入会金（以下会費と総称する）は総会で決定した額とする。
月額会費 300 円、環境費 100 円とする。
入会金は 200 円とする。
3. 会員は定められた会費を 1 年単位、6 ヶ月単位、月単位で班長が集金する。
4. 会費の会計への納入月は次の通りとする。
原則 6 月、10 月とする。
但し、転入、転出などあった場合は随時納入することが出来る。
5. 会員の転出入時の会費の取扱いは次の通りとする。
 - ・会員が転入の場合、当月分より徴収する。
 - ・会員が転出の場合は、転出月を除いた前納分について返却する。
6. 班長は会員より会費の納入を受けたときは会員に交付してあるカードに受領印を捺印する。
7. 班長は納入を受けた会費を会費集計表に記載の上、地区長に納入する。地区長は受領印を捺印する。
8. 地区長は集約された会費を会費集金表と共に会計に納入し、会費集金表に受領印を受ける。

付 則

1. この細則は昭和 55 年 4 月 1 日より実施
2. 昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正
3. 平成 9 年 4 月 27 日 一部改正
4. 平成 11 年 4 月 18 日 一部改正
5. 平成 13 年 4 月 22 日 一部改正
6. 平成 19 年 1 月 6 日 一部改正
7. 平成 24 年 1 月 10 日 一部改正
8. 令和 2 年 4 月 19 日 一部改正